

## 別紙6（災害被災地域土地改良負担金償還助成事業に係る運用）

### 第1 土地改良区等

土地改良区が設立されていない事業地区で市町村が災害償還助成計画（要綱第12の2の計画をいう。）の申請を行う場合、要綱第3の1の（5）の土地改良区等とは、土地改良区又は災害償還助成計画に定められた実施主体をいう。

### 第2 災害償還助成事業の対象となる事業及び負担金

- 1 要綱第3の1の（5）の農村振興局長が定める土地改良事業等（以下「対象事業」という。）とは、次に掲げる事業とする。
  - （1）国営土地改良事業
  - （2）独立行政法人水資源機構事業
  - （3）国立研究開発法人森林総合研究所事業
  - （4）土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づき国の補助を受ける事業として実施された土地改良事業
  - （5）国の補助を受けないで行われる土地改良法に基づく土地改良事業であって、（1）から（4）までの事業を補完し、かつ、一体的に実施されていると認められる事業
- 2 要綱第3の2の（1）の農村振興局長が定める負担金のうち、災害償還助成事業に係る負担金とは、次に掲げるものとする。
  - （1）国営土地改良事業の受益者負担金
  - （2）独立行政法人水資源機構事業の受益者負担金
  - （3）国立研究開発法人森林総合研究所事業の受益者負担金
  - （4）土地改良法に基づき国の補助を受ける事業として実施された土地改良事業の受益者負担金
  - （5）その他土地改良事業に要する経費に充てるための借入れに係る償還金

### 第3 事業地区の要件

要綱第3の1の（5）の農村振興局長が定める要件は、対象事業の地区について、被災した農用地又は要綱第3の1の（5）に定める土地改良事業等により造成された土地改良施設等の復旧が次のいずれかの適用を受けていること。

- （1）農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）
- （2）土地改良法第88条
- （3）海岸法（昭和31年法律第101号）第5条又は第6条
- （4）地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第7条又は第10条
- （5）独立行政法人水資源機構法（平成14年法律第182号）第12条第1項第3号
- （6）独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律（平成20年法律第8号）による廃止前の独立行政法人緑資源機構法（平成14年法律第130号）第11条第1項第9号（土地改良施設に限る。）及び森林開発公団法の一部を改正する法律（平成11年法律第70

号) 附則第 8 条の規定による廃止前の農用地整備公団法 (昭和49年法律第43号) 第 19条第 1 項第 6 号

#### 第 4 災害償還助成計画

##### 1 災害償還助成計画の作成

- (1) 要綱第12の 2 の災害償還助成計画の様式は、別記様式第 1 号によるものとする。
- (2) 土地改良区が災害償還助成計画を作成しようとする事業地区内に、他の土地改良区等の区域が含まれる場合には、当該土地改良区の間で協議調整の上、事業の申請を行う一の土地改良区を定め、当該計画を作成するものとする。

##### 2 地方農政局長との協議

都道府県知事は、要綱第12の 3 の (4) の通知を行うに当たっては、当分の間、あらかじめ地方農政局長 (北海道にあっては農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長) と協議し、その承認を得るものとする。

#### 第 5 災害償還助成金の額

災害償還助成金の交付額は、要綱第12の 3 の (4) の都道府県知事の承認を受けた災害償還助成計画に定められた助成額を限度とする。

#### 第 6 その他

要綱第20に基づく災害償還助成事業の実績の報告については、別記様式第 2 号によるものとする。

別記様式第1号

平成 年度 災害被災地域土地改良負担金償還助成計画

1. 対象となる土地改良事業の概要

事業名	地区名	事業主体名 事業期間○年～○年	償還期間 ○年～○年	受益面積	総事業費 百万円	備考

- (注) 1. 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律、土地改良法第88条、海岸法の第5条又は第6条、地すべり等防止法第7条又は第10条、水資源機構法の適用を受ける場合は、「災害復旧事業計画概要書（災害復旧事業補助計画概要書）」、「海岸及び地すべり災害復旧事業目論見書」及び「災害復旧事業費の決定通知」の写しを添付すること。
2. 独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律（平成20年法律第8号）による廃止前の独立行政法人緑資源機構法（平成14年法律第130号）及び森林開発公団法の一部を改正する法律（平成11年法律第70号）附則第8条の規定による廃止前の農用地整備公団法（昭和49年法律第43号）の適用を受ける場合は、「災害復旧事業実施計画」及び「災害復旧事業実施計画の認可」の写しを添付すること。
3. 各地区とも土地改良事業等の施行地域と被災した農用地又は施設との関連が明らかとなる図面を添付すること。

2. 被害の状況

区分	適用される 災害復旧事業等	適用法	対象となる 土地改良事業	平成○年度 償還予定額	10 a 当たり 償還予定額		面積	助成 予定額
						うち利息額		

平成○年度 償還予定額	10 a 当たり 償還予定額		面積	助成 予定額	平成○年度 償還予定額	10 a 当たり 償還予定額		面積	助成 予定額	助成予定額計
		うち利息額					うち利息額			

- (注) 区分は、被害を受けた施設の種類又は農用地のいずれかを記入  
面積は、被害を受けた施設の場合はその受益面積、農用地の場合は被害面積を記入

平成 年度災害被災地域土地改良負担金償還助成事業実績報告書  
(平成〇年度実施分)

1. 事業別認定状況

都道府県名	認定地区数	適用法	備考
計			

2. 実施状況

都道府県名	災害償還助成金交付状況		備考
	地区数	交付額	
	地区	円	
計			